

不足額給付対象確認フローチャート (不足額給付1)

<不足額給付1対象者のフロー図> ※フロー図で申請対象となった方でも、審査の結果不足額給付の対象外となる場合がありますので、ご了承ください

令和7年1月1日現在、大牟田市に居住していた
(令和7年度個人住民税を大牟田市で課税)

いいえ

居住していた市区町村へ
お問い合わせください

はい

令和6年度個人住民税所得割または令和6年分所得税が
少なくとも一方は課税されている

<確認方法>

個人住民税所得割…税額決定通知書の「所得割額」
所得税…確定申告の「再差引所得税額」や源泉徴収票の
「源泉徴収税額」など

いいえ

不足額給付Ⅱの
フロー図(2ページ)へ

はい

①+②(合計額を1万円単位に切り上げ)―③>0の方

- ①：令和6年分所得税の減税可能額
(3万円×{本人+扶養親族})―令和6年分所得税
②：令和6年度個人住民税の減税可能額
(1万円×{本人+扶養親族})―令和6年度個人住民税所得割
③：令和6年度調整給付

いいえ

給付金対象外

はい

令和6年中に市外から大牟田市へ転入した

はい

いいえ

令和6年度個人住民税所得割が課税で、
令和6年中の収入が0円である

はい

いいえ

令和7年6月までの住民税額決定通知書の内容から、
令和6年度住民税または令和6年分所得税額の所得・控除
が変わっている

はい

いいえ

不足額給付1
申請対象

給付金対象外

不足額給付対象確認フローチャート (不足額給付2)

<不足額給付2対象者のフロー図>※フロー図で申請対象となった方でも、審査の結果不足額給付の対象外となる場合がありますので、ご了承ください。

令和6年度個人住民税所得割及び令和6年分所得税が
ともに非課税である

いいえ

はい

税制度上、扶養親族の対象外である
(例) 合計所得金額が48万円超、事業専従者

いいえ

はい

低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員である

はい

いいえ

給付金対象外

不足額給付2 申請対象

支給時期・申請期限

【支給時期】令和7年9月26日から順次支給予定

申請が必要な方は、審査があるため、市が受理してから1～2か月後が目安です。
書類の不備や他市区町村への給付状況の確認等により支給が遅くなる場合があります。

【申請期限】令和7年10月31日(金)まで

お問い合わせ先

大牟田市保健福祉部

大牟田市給付金コールセンター(旧 労働福祉会館2階)

050-3616-2930(9:00～17:00 平日のみ)